

姉妹都市交流事業の実施について

姉妹都市交流は重要であり実施するものとする。なお、実施形態等については、下記のとおりとする。

記

1. 実施形態

- (1) 議長とは別に各会派1名（非交渉会派からも1名）、その他、正副団長各1名を加えた形で議員団を結成する。
- (2) 辞退者が出た場合は補充しない。
- (3) 近隣都市の視察は行わない。

2. 行 程

今後の相手方との調整によるが、従前の例により概ね6日から10日程度とする。

3. 経 費

旅費等の経費については、極力縮減する。

4. その他

今回の決定は、今期を通じた取り扱いとする。ただし、社会状況の変化等があった場合はこの限りではない。